

監査告示第 9 号

令和 2 年 6 月 25 日付け監査第 0625001 号および 0625002 号で提出した定期監査結果報告に対し、宇佐市長および宇佐市選挙管理委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により次のとおり公表する。

令和 2 年 7 月 2 9 日

宇佐市監査委員 佐藤博美

宇佐市監査委員 井本裕明



安地域第 0709001 号
令和 2年 7月 9日

宇佐市監査委員

佐藤 博美 様
井本 裕明 様

宇佐市長 是永 修治
(安心院支所 地域振興課)



令和2年度第1回定期監査における指摘要望事項に対する
措置状況について (報告)

平成 2年 6月25日付け監査第 0625001 号で報告のありました定期
監査の結果について、その検討結果および措置状況を下記のとおり報告します。

記

【指摘事項】

・契約事務について

契約事務につきましては、「地方自治法」、「地方自治法施行令」、「宇佐市契約事務規則」、「宇佐市随意契約事務取扱要綱」および「契約約款」などにに基づき適切な処理を行うよう努めます。

【注意事項】

・交付金について

「ふるさと応援寄附金活用事業」として支出された交付金のうち繰り越しが行われたものにつきましては、単年度では事業実施が困難な観光資源の整備や各種イベント、高額備品の購入などに活用されています。

交付金の執行にあたっては、「宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金交付要綱」および「宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金の手引き」などにに基づき、寄附者の意向に沿った取り組みが、適切に実施できるよう指導してまいります。



【要望事項】

安心院地域複合支所の整備につきましては、昨年12月に完成し本年3月に無事開庁しました。今後は、本年度中に旧庁舎の解体、来年度に外構工事を行い事業が完了する予定です。

事業完了後は、周辺地域として位置づけられている安心院地域を活性化するため、職員はもとより各種団体などのみなさんと協力し、まちづくりの拠点となる施設となるよう全力を尽くしてまいります。



院振第 0713001 号
令和 2 年 7 月 13 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 井本 裕明 様

宇佐市長 是 永 修 治
(院内支所地域振興課)



令和 2 年度第 1 回定期監査における指摘要望事項に対する措置状況
について (報告)

令和 2 年 6 月 25 日付監査第 0625001 号で報告のあった定期監査結果について、
その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

1. 指摘事項

・契約事務について

契約事務において、基本的な事務処理に適正を欠くものが散見されました。契約担当課や財政担当課の通知が周知徹底されておらず、加えて研修による効果が表れていないことであるため非常に残念です。契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し適正な契約事務を執行してください。

- ① 契約種別 (工事請負、委託) が適正でないもの
- ② 閲覧場所及び期間を設定していないもの
- ③ 契約保証金の免除理由が適正でないもの
- ④ 業務の一部再委託の手続きに不備があるもの

・措置状況

前回と同様の指摘事項を受けたことを重く受けとめ、今後は同様の誤りが繰り返されることのないよう契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務の執行に努めます。



2. 注意事項

・使用料について

使用料の納付について、使用の許可を受ける際に使用料を納めていないものが散見されました。法令、例規等を遵守し適正な事務を執行してください。

・措置状況

地方自治法第225条及び別に定める例規等を遵守し、使用許可時に使用料を納付していただくように努めます。

3. 要望事項

・地域振興課は、広範囲な業務のため幅広い知識が求められます。複数での対応や事務の偏りをなくすよう事務分掌を見直しながら事務能力の向上を図るとともに、今後も市民の目線に立った対応に心がけ、市民サービスの向上に引き続き努めてください。

・措置状況

本庁関係課や支所の他課との連携を密にし、今後も市民の目線に立った対応に心がけ、より一層市民サービスの向上に努めていきます。



総務第0629001号
令和2年6月29日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 井本 裕明 様

宇佐市長 是永 修 治
(総務課)



令和2年度第1回定期監査における指摘注意要望事項に対する措置状況
について（報告）

令和2年6月25日付監査第0625001号で報告のあった定期監査結果について、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

1. 指摘事項

契約事務について、関係書類の誤記、未記入など基本的な事務処理に適性を欠くものが散見されました。特に契約締結において、契約の相手方は、契約の相手方決定の通知を受けた日から7日以内（初日を算入して7日以内）に契約に必要な書類を提出しなければならないと規定されていますが、なされていない案件がありました。

契約担当課や財政担当課の通知が周知徹底されておらず、加えて研修による効果が表れていないことであるため非常に残念です。契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し適正な契約事務を執行してください。

措置状況

契約関係事務については、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を再度確認し、その事務を正しく理解するとともに、今後契約締結の事務を行うに当たっては、契約の相手方となる落札者が行う契約に必要な書類の提出を、契約の相手方決定の通知を受けた日から7日以内（初日を算入して7日以内）にさせることを徹底し、加えて契約関係書類の誤記、未記入など基本的な事務処理に不備が生じないように十分に注意を払い、事務処理を行います。



2. 注意事項

旅行命令書について、誤記や決裁日の記入漏れ、押印が漏れているものが散見されました。また、切手受払簿についても数ヶ所、記載に誤りが見受けられましたが、切手は現金保管であるため、定期的に保管状況を確認するようお願いいたします。常に危機意識をもって十分なチェック体制を確立してください。

措置状況

旅行命令書については、必要記載事項の記入漏れ及びその誤記並びに押印漏れなどの不備が生じないように十分に注意を払い、事務処理を行います。

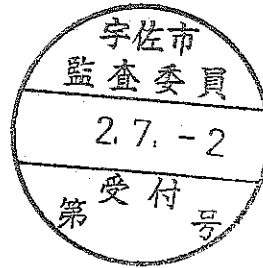
切手受払簿についても、記載事項の記入漏れ及びその誤記の不備が生じないように十分に注意を払うとともに、切手が現金に類する会計財産であることを踏まえ、今後は定期的に保管状況を確認することとし、十分なチェック体制の確立を図ります。

3. 要望事項

今年度は組織機構の改編が行われ、総務課においては、特に行政係が選挙管理委員会事務局を兼務されることとなりました。引き続き、新たな組織においてスムーズな選挙業務の運営ができるよう努めてください。また、課全体として複数での対応や事務の偏りをなくすよう事務分掌を見直しながら事務処理能力の向上を図るとともに、今後も市民の目線に立った対応に心がけ、市民サービスの向上に引き続き努めてください。

措置状況

令和2年度から総務課行政係が選挙管理委員会事務局を兼務していますが、引き続きスムーズな選挙業務の運営ができるよう努めます。また、総務課としても、各係の業務の繁閑の状況等を踏まえつつ、各係間での業務の連携及び他の係による業務の援助を行い、必要に応じて、各係の事務分掌を見直すことにより、その事務処理能力の向上を図るとともに、市民目線での対応を心がけ、市民サービスの向上に努めます。



選管第0629001号
令和 2年 6月29日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 井本 裕明 様

宇佐市選挙管理委員会 委員長 松本 兼次



令和2年度第1回定期監査における指摘要望事項に対する措置状況
について（報告）

令和2年6月25日付監査第0625002号で報告のあった定期監査結果につ
いて、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

1. 注意事項

旅行命令書について、決裁日の記入や押印の漏れているものが見受けられました。
常に危機意識をもって十分なチェック体制を確立してください。

措置状況

旅行命令書については、決裁日の記入漏れや押印漏れなどの不備が生じないよう
十分に注意を払い、事務処理を行います。

今年度より総務課行政係との兼務となったため、事務処理の見直しや行政係と統
一することによりチェック体制の確立を図ってまいります。

2. 要望事項

今年度は組織機構の改編が行われ、選挙管理委員会事務局においては、総務課行
政係が兼務されることとなりました。引き続き、新たな組織においてもスムーズな
選挙業務の運営ができるよう努めてください。

措置状況

今年度は令和3年4月に執行予定の宇佐市長選挙の準備が始まります。また、投
票区の再編も行う予定となっております。選挙業務の運営については、総務課行政
係と兼務になりましたので行政係での事務分担や、総務課としても、各係の業務の
繁閑の状況等を踏まえつつ、各係間での業務の連携及び他の係による業務の援助を
行い、必要に応じて、各係の事務分掌を見直すなど、選挙の管理執行に支障をきた
さないよう努めてまいります。



生環第 0626002 号
令和 2 年 6 月 2 6 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 井本 裕明 様

宇佐市長 是永 修治
(生活環境課)



令和 2 年度 第 1 回定期監査における指摘要望事項に対する措置状況につ
いて (報告)

令和 2 年 6 月 2 5 日付監査第 0 6 2 5 0 0 1 号で報告のあった定期監査結果
について、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

1. 指摘事項

・契約事務について

契約事務において、基本的な事務処理に適正を欠くものが散見されまし
た。契約担当課や財政担当課の通知が周知徹底されておらず、加えて研修
による効果が表れていないことであるため非常に残念です。契約に関する
法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し適正な契約事務を執行してくださ
い。

措置状況

・今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、また、次
の項目につきましては、特に適正な契約事務執行に努めます。

- ① 随意契約理由の適正化
- ② 指名競争入札の入札参加者の選定の適正化
- ③ 契約保証金の免除理由の適正化
- ④ 業務の一部再委託の手続きの適正化



2. 注意事項

・文書事務について

旅行命令書及び市内出張命令簿について、記入や決済の押印が漏れているものが散見されました。今回の監査で指摘したものについては、既に適正な事務処理を終えておりますが、行政機関の事務は、外部に対する意思表示はもとより内部における意思決定も主として文書により行われています。文書処理の適否は行政のあらゆる面に影響を与えるため、職員一人一人が適正な事務処理を行う必要があります。常に危機意識をもって十分なチェック体制を確立してください。

措置状況

・旅行命令書及び市内出張命令簿につきましては、今後は適正な事務処理を心がけ、課内での2重チェックや体制の改善に努めます。また、職員一人一人が常に危機意識をもって臨みます。

3. 要望事項

・該当なし